# あそうベイパークデジタルコンテンツ制作業務

# プロポーザル実施要領

# 1. 目的

本業務は、あそうベイパーク整備計画に基づき、対馬観光の拠点として整備するあそうベイパークにおいて、「国境の島対馬」の特性や地域資源を活かした SIT の推進や対馬について学べる拠点設備として、対馬の魅力を視覚的に VR 等(もしくは AR/MR など)にて再現し、当施設への誘客を促す仕組みを構築する。また、制作した映像をもとに地元事業者の体験事業や観光地等への興味を促す新たな仕掛けを行い、対馬の魅力をデジタルと現実で伝えるコンテンツを造成する事で、来訪を促すとともに、対馬観光拠点となるきっかけを創る。

## 2. 概要

- (1) 業務名 あそうベイパークデジタルコンテンツ制作・運用業務
- (2) 業務内容 仕様書(別紙のとおり。)
- (3) 業務期間 契約締結日から 令和8年3月19日(木) まで。
- (4) 業務場所 対馬市 観光推進部 観光交流商工課
- (5) 契約保証金 対馬市契約規則第28条第8号の規定による免除
- (6) 予 算 額 6,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む。) ※上記予算額は、委託料限度額です。

## 3. 契約方法

公募型プロポーザル方式によって企画提案を募集し、参加者から企画提案を求めることにより、優れた企画力・創造力・技術力・経験及び実績並びにコスト意識等を活用することで、業務内容の品質をより高めるため外部の専門業者を選定する。

#### 4. 公墓要件

- (1) 単独企業及び個人に関する公募要件
  - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の 規定に該当する者でないこと。
  - ② 令和7年度対馬市競争入札参加資格者名簿(以下「資格名簿」という。」 に登載されている者。ただし、次のアから才に掲げる書類を参加申込の際に 提出する場合は、資格名簿に登載されていない者も参加可能とする。
    - ア 履歴事項全部証明書(法人のみ。申込日前3ヵ月以内のもの。写し可)
    - イ 身元(分)証明書(個人のみ。申込日前3ヵ月以内のもの。写し可)
    - ウ 納税証明書(申込日前3ヵ月以内のもの。写し可)
      - 対馬市税の未納がない証明書(本市に営業所等を有する者のみ。)

- 所得税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書(個人のみ。)
- 法人税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書(法人のみ。)
- エ 財務諸表類(直近1年分)又は青色申告書等の写し。
- オ 対馬市政治倫理条例第5条第1項に規定する関係企業以外の者であること。
- ③ 本委託業務に類似する業務を1年以上営んでいること。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
- ⑤ 暴力団(対馬市暴力団排除条例(平成24年対馬市条例第51号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- ⑥ 対馬市が発注する工事等の契約に係る指名停止の措置要綱(平成16年対 馬市告示第58号)による指名停止を受けていないこと。
- (2) 共同企業体に関する公募要件
  - ① 代表構成員及び構成員が(1)の①から⑥の全てに該当すること。
  - ② 共同企業体が2者以上の者により自主的に結成されたものであること。
  - ③ 各構成員が本事業に参加する事業者又は他の共同企業体の構成員でないこと。

#### 5. 募集要領等の配布

- (1) 期間 令和7年9月24日(水)から令和7年10月7日(火)まで (上記期間のうち、土日、祝日を除く。)
- (2) 場所 対馬市厳原町国分1441番地 対馬市 観光推進部 観光交流商工課
- (3) 方法 配布場所で直接受取るか、対馬市ホームページよりダウンロードとする。なお、配布時間は9時から17時までとする。

#### 6. 受諾者の選定方法

- (1) 受託者は、公募型プロポーザル方式により選定する。
- (2) 受託者は、あそうベイパークデジタルコンテンツ制作・運用業務委託プロポーザル評価委員会(以下、「委員会」という。)の審査結果により市長が決定する。
- (3) 審査は、原則、別紙に定める評価基準に基づき提案書等、プレゼンテーション・ヒアリング等の審査により行うこととする。
- (4) 審査の結果、評価得点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価得点の合計が高い者から順に交渉を行う。

- (5) 審査結果は参加者すべてに通知する。
- (6) 提案者が1者になった場合でも評価を行い、委員会の各委員における評価得点の平均点が最低水準点(60点)以上であれば特定する。
- (7) 提案者全ての評価得点が(6)による最低水準点未満の場合は、本プロポーザルを不調とする。

# 7. 委員会の構成

委員会は対馬市業務委託プロポーザル方式等実施要綱(平成24年対馬市告示第42号)第5条により5名以上とし、市職員及び外部有識者で構成する。

## 8. 募集要領に関する質問

- (1) 質問期間等 令和7年9月24日(水)から令和7年9月26日(金) (17時まで。)
- (2) 質問方法 プロポーザル質問書(様式第3号)に質問事項を記載し、電子メールにて提出するとともに、メール送信後は、観光推進部観光交流商工課 担当者まで送信した旨の電話連絡を行うこと。(電話・来庁・FAX による質問は受け付けない。)
- (3) 提出先対馬市 観光推進部 観光交流商工課 送信先アドレス kanko\_bussan@city-tsushima.jp
- (4) 回答期限 令和7年9月30日(火)までに指定された電子メールアドレスに送信する。

#### 9. 参加申込

#### (1) 提出書類等

区分	提 出 書 類	提出部数
1	公募型プロポーザル参加申込書(様式第 1 号)	1部
2	添付書類チェックリスト(様式第4号)	1部
3	参加資格に関する申立書(様式第5号)	1部
4	4. 公募要件(1)②若しくは(2)①で示す必要な書類	各1部

- (2) 提出期限 令和7年10月8日(水)17時 必着
- (3) 提出方法 持参又は郵送とする。
- (4) 提出先 〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 対馬市 観光推進部 観光交流商工課

#### 10.参加資格審査結果

令和7年10月15日(水)までに参加申込者へ通知する。

## 11. スケジュール

内容	日程	
公募開始	令和7年9月24日(水)	
募集要領等に関する質問期限	令和7年9月26日(金)	
募集要領等に関する回答期限	令和7年9月30日(火)	
参加申込期限	令和7年10月8日(水)	
参加資格審查結果通知	令和7年10月15日(水)まで。	
提案書提出期限	令和7年10月22日(水)	
プレゼンテーション・ヒアリング	令和7年10月27日(月)	
公募型プロポーザル審査結果通知	令和7年10月31日(金)まで。	

## 12. 提案書等の申込関係

## (1)提出書類

	<del>-</del>	
区分	提出書類	提出部数
1	公募型プロポーザル関係書類提出書(様式第6号)	1部
2	事業者の概要(様式第7号)	8部
3	本業務に関する執行体制(任意様式 ※A4サイズ)	8部
4	提案書(任意様式 ※A4サイズ)	8部
5	参考見積書(様式第8号)	8部
6	参考見積書における積算書(任意様式 ※A4 サイズ)	8部
7	業務実施スケジュール(任意様式 ※A4 サイズ)	8部
注意	③④⑥⑦は任意様式とするが、用紙サイズは日本工業規格	各A4判を基
	本とし、縦横は問わない。	

- (2) 提出期限 令和7年10月22日(水) 17時 必着
- (3) 提出方法 持参又は郵送とする。
- (4)提出先 〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 対馬市 観光推進部 観光交流商工課
- 13. 評価基準 別紙のとおり。

## 14. プレゼンテーション

(1) 開催日時 令和7年10月27日(月) 午前9時【予定】

(予備日令和7年10月28日(火))

(現地開催のみ。詳細は別途通知する。)

- (2) 実施場所 対馬市役所 別館大会議室【予定】(詳細は別途通知する。
- (3) 実施時間 1者につき25分程度 プレゼンテーション15分程度【予定】 ヒアリング 10分程度【予定】
- (4) 出席者 1者につき3名以内とする。

(5) 留意事項 プレゼンテーションは、提出済みの提案書に基づいて、パソコン・プロジェクター等を説明したデモンストレーションによる説明を推奨する。なお、パソコン・プロジェクターは、市において準備を行うが、必要に応じ、VR機器や類似事業のコンテンツ含め持参しても構わない。

## 15. 資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、本手続きに関する資格を失うことがある。

- (1) 提案書の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合しないとき。
- (2) 提案書の記載が本要領に適合しないとき。
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の事項が記載されていたとき。
- (5) 提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (6) 提案者が、受託者を特定するまでの間、委員会の公正な審査を防げる行 為をしたとき。
- (7) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (8) 各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合

#### 16. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者(提案者)の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、委員会から要請のあったものについてはこの限りではない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 採用された提案書等の著作権は対馬市に帰属する。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。
- (7) 特定結果の公表の際は、候補者以外の業者名と評価結果が結びつかないよう配慮する。ただし、参加業者数が2者のみの場合はこの限りではない。

#### 17. 担当課(問い合わせ先)

対馬市 観光推進部 観光交流商工課 担当 黒岩・内山 〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 電話 0920-53-6111 電子メール kanko\_bussan@city-tsushima.jp

# あそうベイパークデジタルコンテンツ制作・運用業務委託 評価基準及び審査方法

# 1. 評価基準

評価項目		評価の視点	評価得点
1	事業理解	<ul><li>・本業務の目的を理解した内容となっているか。</li><li>・対馬の歴史・自然・観光地等に対する知識が反映された提案となっているか。</li></ul>	15
2	業務実績	選務実績 過去に同様の委託事業を実施するなど、必要な知 見、専門的知識等及び実績を有しているか。	
3	執行体制	業務執行のために適切な人員配置及び役割分担が 妥当か。	10
4	実施計画	各業務の組み立て及びスケジュールが適切で、かつ、契約期間内に確実に業務を実施できるか。	10
5	実施方針	本事業の目的を達成するために適したデジタルコンテンツの(時間、本数、種類等)の提案がなされているか。 現実的な運営を想定しコンテンツ作成されており 運営方法についても提案されているか	20
		没入感のある映像コンテンツであり、現地の観光 地や体験事業者への周遊を促す仕掛けと組み合わ せた事業内容であり当施設に行ってみたいと思わ せる内容となっているか。	25
6	提案金額	満点(10点)×各提案者の見積額のうち最低金額/自社の見積額(ただし、少数点以下切り捨て。) ※見積額の総額(消費税及び地方消費税を含む。)	5
合 計			100

# 2. 審查基準

## (1)評価得点の算出

評価方法は、1の評価基準の評価項目から A~F の6段階評価とし、評価項目ごとの配点に応じて評価得点を算出する。算出方法は以下のおとり。

評価		評点
А	提案内容が求める水準より極めて優れている。	項目毎に評価得点×1.0
В	提案内容が求める水準より優れている。	項目毎に評価得点×0.8
С	提案内容が求める水準に達している。	項目毎に評価得点×0.6
D	提案内容が求める水準よりやや劣っている。	項目毎に評価得点×0.4
Ε	提案内容が求める水準より劣っている。	項目毎に評価得点×0.2
F	提案内容が不明又は様式の未定出がある。	項目毎に評価得点×0

## (2)審查方法

- ① 提案者から提出のあった提案書及び参考見積書に対して、委員会が評価 基準における全項目について評価を行い、各委員の評点の合計点数が最も 高い者を最優秀提案者として決定する。
- ② 各委員の評点の合計点数が同点の場合は、評価項目の4.5.6の3項目の評点の合計が高いものを上位とする。
- ③ 上記①②の方法により受託者が特定出来ない場合は、評価委員の協議により最優秀者及び次点のものを特定する。
- ④ 提案者が1者になった場合でも評価を行い、各評価委員の評価得点の平均点が最低水準点(60点)以上であれば特定する。
- ⑤ 提案者全ての評価得点が④による最低水準点未満の場合は、本プロポーザルを不調とする。